

快適な市民生活の確保に関する条例施行規則

(平成17年3月31日)

(西宮市規則第40号)

沿革

平成19年3月30日 規則75号 [1]

平成20年9月2日 規則16号 [2]

平成28年2月25日 規則45号 [3]

平成29年3月29日 規則36号 [4]

平成30年1月29日 規則26号 [5]

令和2年3月30日 規則64号 [6]

(趣旨)

第1条 この規則は、快適な市民生活の確保に関する条例（平成11年西宮市条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(花火禁止重点区域の告示) [2] [5]

第1条の2 条例第8条第4項の規定による告示は、花火禁止重点区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除した区域及びその日を明示して行うものとする。 [2] [5]

(喫煙禁止区域等の告示) [5]

第1条の3 条例第15条の2第3項の規定による告示は、喫煙禁止区域として指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除した区域及びその日を明示して行うものとする。 [5]

2 条例第15条の3ただし書の規定により市長が場所を定めたときは、当該場所及びその日を告示するものとする。当該場所を変更し、又は廃止したときも同様とする。 [5]

(駐車場等の設置の届出)

第2条 条例第17条第1項の規定による届出は、駐車場、洗車場及び資材等置場設置（変更）届出書（[様式第1号](#)。以下「届出書」という。）に付近見取図、施設の構造を明らかにする図面、配置図その他市長が必要と認める書類を添付の上、正副2部を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第17条第1項第2号及び第3号に規定する資材等置場に係る届出書については、前項に掲げる添付書類のほか、最寄りの2以上の車線を有する道路から当該資材等置場までの搬出入車両の運行経路図及び作業工程表を添付しなければならない。

(駐車場等の変更に係る届出) [4]

第3条 条例第17条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 駐車場等の敷地の面積
- (2) 駐車場等の施設の構造
(一時的な使用に供される駐車場等)

第4条 条例第17条第2項に規定する規則で定めるものは、6月未満の期間を限って設置される駐車場等とする。

(駐車場等に係る標識の設置) [4]

第5条 条例第18条第1項に規定する規則で定める標識は、[様式第2号](#)のとおりとし、駐車場等の設置工事に着手するまでの間(工事を要しない場合にあっては、使用を開始するまでの間)、設置しなければならない。

- 2 特定事業者が[様式第2号](#)によらないで標識類を設置した場合において、市長が特に認めるときは、これを同様式による標識の設置とみなすことができる。

[4]

(駐車場等の周辺住民等との協議) [4]

第6条 条例第18条第2項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 駐車場等の敷地に近接する土地及びその土地に建築された建築物の所有者又は占有者
- (2) 駐車場等の敷地の全部又は一部が[都市計画法](#)(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域にある場合は、当該市街化調整区域内の敷地の部分が含まれる町又は字の住民が地縁に基づいて形成した団体
- (3) 駐車場等の敷地から20メートルの範囲内にその敷地の全部又は一部が含まれる[学校教育法](#)(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の長 [6]
- (4) 駐車場等の敷地から20メートルの範囲内にその敷地の全部又は一部が含まれる[児童福祉法](#)(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設の長
- (5) 駐車場等の敷地から20メートルの範囲内にその敷地の全部又は一部が含まれる[老人福祉法](#)(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設の長

[1] [2] [4]

- 2 条例第18条第3項の規定による報告に係る事項は、協議の年月日、相手方、内容及び結果とする。

(設置の制限期間の短縮)

第7条 市長は、条例第19条第1項の届出に係る事項の内容が周辺住民の平穏な日常生活の確保に十分配慮したものであると認めるときは、駐車場、洗車場及び資材等置場設置（変更）制限期間短縮通知書（[様式第3号](#)）を交付するものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた届出者は、条例第19条第2項の規定により、当該通知書の交付の日から当該届出に係る駐車場等の設置をすることができる。

（届出者に対する協議の指導）

第8条 市長は、条例第20条第1項の規定により、届出者に対して、必要と認める公共施設の長又は住民若しくは住民が地縁に基づいて形成した団体と協議するよう求めることができる。

（太陽光発電設備の設置の届出） [4]

第8条の2 条例第21条の2第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置（変更）届出書（[様式第3号の2](#)）に次に掲げる書類又は届出に係る事項の変更内容が分かる書類を添付の上、正副2部を市長に提出して行わなければならない。

- （1） 太陽光発電設備の事業区域（以下「事業区域」という。）の位置図
- （2） 事業区域の区域図
- （3） 事業区域の求積図
- （4） 事業区域内の配置図
- （5） 太陽光発電設備の構造図
- （6） 第8条の4に規定する標識の写真
- （7） その他市長が必要と認める書類

[4]

（太陽光発電設備の変更に係る届出） [4]

第8条の3 条例第21条の2第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業区域の面積
- （2） 太陽光発電設備の設置者又は管理者の氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

[4]

（太陽光発電設備に係る標識の設置） [4]

第8条の4 条例第21条の2第2項において準用する条例第18条第1項に規定する規則で定める標識は、[様式第3号の3](#)のとおりとし、太陽光発電設備による発電を開始するまでの間（条例第21条の2第1項後段の規定により届出

に係る事項を変更する場合にあっては、当該事項を変更するまでの間)、設置しなければならない。〔4〕

- 2 条例第21条の2第1項の規定による届出をしようとする者が[様式第3号の3](#)によらないで標識類を設置した場合において、市長が特に認めるときは、これを同様式による標識の設置とみなすことができる。〔4〕

(太陽光発電設備の周辺住民等との協議) 〔4〕

第8条の5 条例第21条の2第2項において準用する条例第18条第2項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 事業区域に近接する土地及びその土地に建築された建築物の所有者又は占有者

(2) 事業区域又は事業区域に近接する土地が含まれる町又は字の住民が地縁に基づいて形成した団体の構成員

〔4〕

- 2 条例第21条の2第2項において準用する条例第18条第3項の規定による報告は、住民協議実施報告書 ([様式第3号の4](#)) を提出して行うものとする。

〔4〕

(立入調査員証)

第9条 条例第23条第2項に規定する証明書は、立入調査員証 ([様式第4号](#)) とする。

(過料) 〔2〕

第10条 市長は、条例第31条の規定により過料に処するときは、過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書 ([様式第5号](#)) により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与する。〔2〕

- 2 前項の弁明は、市長が指定した期限までに書面を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。〔2〕

3 市長は、条例第31条の規定により過料に処するときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書 ([様式第6号](#)) を交付するものとする。

〔2〕

4 前3項の規定により過料に処するための手続その他の行為を行う職員は、身分証明書 ([様式第7号](#)) を携帯し、関係者の請求があったときは、これを関係者に提示しなければならない。〔2〕

5 条例第31条の規定により処する過料の額は、1,000円とする。〔2〕

(施行の細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。〔2〕

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日西宮市規則第75号〔1〕）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年9月2日西宮市規則第16号〔2〕）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

付 則（平成28年2月25日西宮市規則第45号〔3〕）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第6号により調製した用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成29年3月29日西宮市規則第36号〔4〕）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年1月29日西宮市規則第26号〔5〕）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

付 則（令和2年3月30日西宮市規則第64号〔6〕）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。